

令和2年7月1日

社会福祉法人東埼玉一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年7月1日～令和4年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：すでにある子育て支援に関する諸制度の周知を図る。

<対策>

令和2年7月～ 諸制度及び利用状況の調査を実施し、職員に周知する。

令和3年7月～ 利用状況の変化を調査し、促進策を検討する

目標2：男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。

<対策>

令和2年7月～ 現状を調査し、職員に周知する。

令和3年7月～ 利用状況の変化を調査し、促進策を検討する